

論点資料

考えられる主な論点

I 年金個人情報確認訂正手続きのあり方について

- ・ より簡便で迅速な記録の確認訂正手続きのあり方
- ・ 国民の立場に立った調査審議のあり方
- ・ 司法手続きへの移行も考慮した確認訂正手続きのあり方

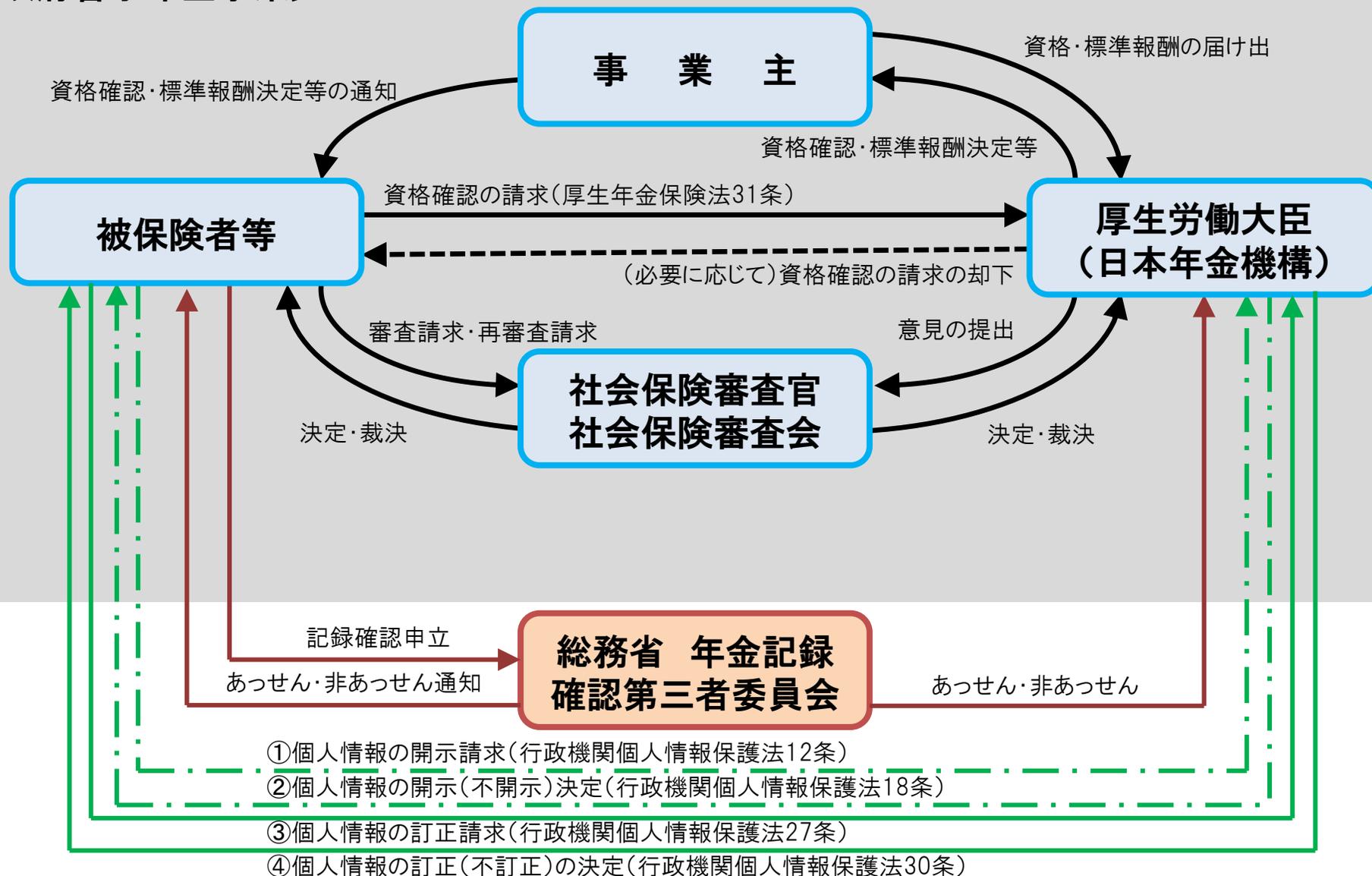
II 年金個人情報の適正な管理のあり方について

(保護・提供(開示)を中心に)

- ・ 年金個人情報の正確性の向上に資する取組みの検討
- ・ 本人自身による年金個人情報の確認の推進
- ・ 年金個人情報の厳格な保護と利用提供範囲の検討

年金個人情報に関する確認訂正手続き(厚生年金事案の例)

〔政府管掌年金事業〕

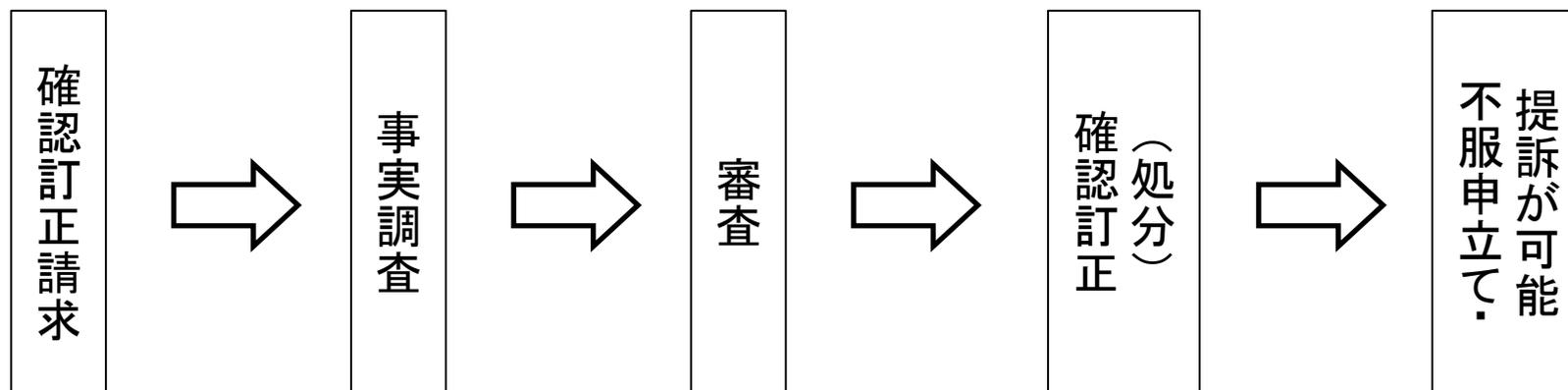


I 年金個人情報確認訂正手続きのあり方について

◎ 年金個人情報確認訂正手続きのあり方について、以下の点を踏まえた制度設計が必要か。

1. より簡便で迅速な記録の確認訂正手続き
2. 国民の立場に立った調査審議
3. 司法手続きへの移行も考慮した確認訂正手続き

<確認訂正手続きのイメージ>



1. より簡便で迅速な記録の確認訂正手続き

(1) 被保険者が行う確認訂正手続きについて

年金制度において、より簡便で迅速な記録の確認訂正手続きの法的位置づけについて、どう考えるか。

【現状等】

- ・ 現在、記録の確認訂正手続きとしては、被保険者等が行政機関個人情報保護法制に基づき訂正請求することや、総務省年金記録確認第三者委員会へ申し立てる仕組みがある。これらは、いずれも記録の訂正を求めるものである。
 - ・ 厚生年金保険については、被保険者等が厚生労働大臣に対して、被保険者資格の取得又は喪失の確認を直接求めること(行政処分をすることを求めるもの)ができる。
- より簡便で迅速な手続きとするには、被保険者等が厚生労働大臣に対して、年金個人情報の確認訂正を「直接」請求することが考えられるが、どうか。
- 確認訂正手続きについては、行政機関個人情報保護法制も参考にして、厚生労働大臣に対して、年金個人情報の「記録の正確性の確認(点検・調査)」を求める請求とするか。あるいは、記録訂正の根拠となる行政処分を求める請求とするか。
- ※ 次頁1.(2)の論点と併せて検討。

1. より簡便で迅速な記録の確認訂正手続き

(2) 国民年金の確認訂正手続きについて

年金記録の中で、国民年金被保険者資格の得喪や国民年金保険料の納付状況の確認などの処分を伴わず(厚生労働大臣が権限行使していないもの)、「事実」として記録されているものの確認訂正手続きについて、どのように考えるか。

【現状等】

- ・ 国民年金の被保険者資格は、要件に該当すれば当然に取得するものであり、厚生年金のように厚生労働大臣の確認といった処分(厚生労働大臣の権限行使)を要しない。
 - ・ 保険料についても、法により、被保険者又は世帯主等の連帯納付義務者に納付義務が課されているのであり、厚生労働大臣が個々に賦課徴収しているとは解されないものである。
- 年金個人情報の確認訂正手続きについては、被保険者資格の確認や標準報酬の決定等の処分(厚生労働大臣が権限行使した行為)のみを対象とするものではなく、国年被保険者資格の得喪や国年保険料の納付状況の確認など、「事実」として記録されているものも含めて、その対象とするか。
- (これらは将来の給付額の決定等に必要不可欠なものであり、適正な記録管理が必要との考えあり。)

1. より簡便で迅速な記録の確認訂正手続き

(3) 確認訂正手続きの対象範囲について

年金個人情報の確認訂正手続きにより確認訂正を認める「範囲」(確認訂正の対象とする事項の範囲)について、どのように考えるか。

【現状等】

- 年金個人情報には、「資格の取得及び喪失年月日」、「標準報酬」など、給付額の決定等に反映される事項のほかに、「被保険者氏名」、「生年月日」、「性別」、「住所」、「基礎年金番号」等の本人の属性を確認する事項も含まれる。

※ 年金個人情報は、日本年金機構法第38条第1項において、「厚生年金保険法第二十八条に規定する原簿及び国民年金法第十四条に規定する国民年金原簿に記録する個人情報その他政府管掌年金事業の運営に当たって厚生労働省及び機構が取得する個人情報」とされている。

- 年金個人情報の確認訂正手続きの対象とする事項の範囲については、確認訂正手続きが年金個人情報の正確性を確保し、適正な給付額の決定を受けるために有用な仕組みとして設けるのであれば、給付額の決定等に反映される事項を対象とすることが考えられるが、どうか。(特に、これらの事項は、事実関係の確認が容易でないもの。)

※ 「被保険者の氏名」等の本人の属性を確認する事項に関しては、変更届出等の手続きが存在。

	国民年金原簿の記載事項 (国民年金法第14条・同規則第15条)	厚生年金保険法の原簿の記載事項 (厚生年金法第28条・同規則第89条)	その他の保有個人情報 (実行上)
法律事項	①被保険者の氏名 ②資格の取得及び喪失 ③種別の変更 ④保険料の納付状況 ⑤基礎年金番号	①被保険者の氏名 ②資格の取得及び喪失年月日 ③標準報酬(標準報酬月額及び標準賞与額) ④基礎年金番号	○共済組合員情報 ・基礎年金番号 ・氏名、生年月日、住所、性別 ・共済組合コード・資格情報 ・被扶養配偶者情報 ・年金受給情報記録
省令事項	⑥性別 ⑦生年月日 ⑧住所 ⑨給付に関する事項 ⑩保険料の免除に関する事項 ⑪国民年金基金の加入年月日	⑤生年月日 ⑥住所 ⑦被保険者の種別 ⑧基金の加入員であるかないかの区別 ⑨事業所の名称及び船舶所有者の氏名又は名称 ⑩基金の名称 ⑪賞与の支払年月日 ⑫保険給付に関する事項	○雇用保険情報ファイル ・雇用保険被保険者番号 ・基本手当支給記録 ○一号被保険者所得情報 (市町村から入手) 等

※ 上表中下線の事項が給付額の決定等に関する事項

2. 国民の立場に立った調査審議

(1) 年金個人情報確認訂正に当たって必要な証拠収集を行う主体について

年金個人情報の確認訂正手続きにおいて、行政機関等が国民の立場に立った調査を行うこととするか。また、仮に、行政機関等が国民の立場に立った調査を行う場合、調査の対象範囲や法的位置づけをどのように考えるか。

【現状等】

- ・ 年金個人情報は、超長期的に管理されるものであり、例えば数十年前の記録に関して、本人が誤りを申し立てるだけの証拠を揃えることは困難である一方、その正確性を確保することは、老後の生活設計や財産権に影響する重要な課題である。
 - ・ 行政機関個人情報保護法に基づく年金個人情報の訂正請求や、被保険者資格の取得及び喪失の確認請求においては、本人に一定の証拠を用意していただくことが必要。
 - ・ 総務省年金記録確認第三者委員会における記録確認の仕組みでは、申立人の申立て内容を斟酌した上で、個別事案に応じ、配偶者、親族、知人、事業主、同僚、自治会の役員等の関係者又は市町村、法務局、厚生年金基金等の関係機関に対し網羅的調査が行われている(なお、関係行政機関の長又は日本年金機構に対する場合を除き、調査についての法令上の根拠はない)。
- 年金個人情報の確認訂正手続きにおいては、行政機関等が国民の立場に立って、一定程度証拠を収集する仕組みとすることとするか。この場合、具体的な調査の対象範囲は、総務省年金記録確認第三者委員会における調査範囲を参考とするか。
- 現在、総務省年金記録確認第三者委員会が行っている調査については、一部の場合を除き法令上の根拠がなく、かつ、相手側の協力の範囲内で行われているが、年金個人情報の確認訂正手続きにおける調査については、国民の権利保護のために行うことを踏まえ、法的権限を付与することとするか。

2. 国民の立場に立った調査審議

(2) 年金個人情報確認訂正の調査審議に必要な判断基準について

年金個人情報の確認訂正手続きを年金制度における恒常的な仕組みとして創設する場合、調査審議に必要な「判断基準」について、どのように考えるか。

【現状等】

- ・ 総務省年金記録確認第三者委員会における記録確認の仕組みでは、申立ての内容が社会通念に照らし、「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」を基準(疎明レベル)に調査審議が行われている。
また、当該委員会は年金記録問題の発生を受けて臨時に設置された組織であるとともに、最近の申立ての多くは、被保険者の周辺(事業主等)から証拠を収集することが比較的容易である厚生年金事案が中心となっている。
 - ・ 平成21年度からこれまで5回にわたり「ねんきん定期便」を全被保険者に送付し、「ねんきんネット」を整備して年金記録をいつでも確認できるようにしている。
- 行政機関等が国民の立場に立って、一定程度証拠を収集する仕組みを設けると仮定した場合、丁寧な調査の結果、それでもなお証拠の見つからない申立事案についてどのように判断するか。

2. 国民の立場に立った調査審議

(3) 年金個人情報確認訂正に必要な調査審議のあり方について

国民の立場に立った公正な判断を担保するために、民間有識者(第三者)の会議による審議を経て判断する仕組みについて、どのように考えるか。

【現状等】

- ・ 現在の記録確認申立については、法令解釈というよりも「事実関係」の確認・整理が中心であることを踏まえ、弁護士、社会保険労務士、税理士など、利害関係のない民間の有識者から構成される年金記録確認第三者委員会における国民の立場に立った公正な調査審議を経て、総務大臣による記録訂正のあっせんが行われている。
- ・ 厚生労働省では、未だ解明されていない約2200万件の年金記録の解明に取り組んでいるところであり、国民の信用を回復すべく努めているところである。

○ 年金個人情報の確認訂正手続きにおいて、民間有識者(第三者)の会議による審議を経て判断する仕組みとするか。

3. 司法手続きへの移行も考慮した確認訂正手続き

(1) 確認訂正に処分性を持たせることについて

年金個人情報確認訂正手続きに関する不服について、行政不服申立制度及び行政事件訴訟制度で争うために、行政庁の確認訂正の結果に処分性(行政庁の処分その他公権力の行使に該当すること)を認めることについて、どのように考えるか。

【現状等】

- ・ 行政不服申立制度は、行政不服審査法において、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為を対象としており(同法第1条第2項)、また、行政事件訴訟制度は、行政事件訴訟法において、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟である抗告訴訟(同法第3条)を原則的な形態としていると解され、いずれも行政庁の処分等を争訟の対象としている。
- ・ 厚生年金保険については、被保険者資格の取得及び喪失の確認と標準報酬の決定・改定は「処分」と位置づけられており、不服申立制度等の対象となる。
- ・ 国民年金については、第1号被保険者資格の得喪の確認や保険料納付は処分とは位置づけられておらず、不服申立制度等の対象外。

○ 年金個人情報の確認訂正手続きについて、請求の認容又は棄却あるいは確認訂正の結果など行政庁の回答に処分性を認め、不服申立て等が可能となるようにするか。

※ 現在の規定では、厚生労働大臣が原簿を備えて行う「記録」は、それ自身が将来の受給権の存否や給付額を決定するものではなく、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものとはいえないので、処分その他公権力の行使に当たる行為には当たらないとされている。

3. 司法手続きへの移行も考慮した確認訂正手続き

(2) 確認訂正の不服申立てについて

年金個人情報の確認訂正手続きに関する処分の不服申立てについて、どのように考えるか。

【現状等】

- ・ 被保険者の資格、標準報酬、保険給付に関する処分又は保険料等に関する処分に不服があるときは、社会保険審査官又は社会保険審査会に審査請求又は再審査請求をすることができる。
- ・ 社会保険審査官又は社会保険審査会に審査請求等ができるものについては、社会保険審査会の裁決を経た後でなければ処分の取り消しの訴えを提起することはできない。

○ 第三者による国民の立場に立った審議を経て確認訂正を決定すると仮定した場合、不服申立て先を社会保険審査官又は社会保険審査会とするか。あるいは、中立的な第三者による審議をしていることや、簡便で迅速な手続きとする観点から、直接、厚生労働大臣に不服申立てを行うこととするか。

※ 確認訂正手続きに関する不服は、その処分の基礎となった行政庁の事実認定が正しくないというものであり、行政庁の「処分の適法性」を中心に審査してきた社会保険審査官又は社会保険審査会の審査請求事件とは性質がやや異なる面もある。

Ⅱ 年金個人情報 の 適正な管理のあり方について

◎ 年金個人情報の適正な管理のあり方について、保護・提供（開示）を中心に、以下のポイントの検討が必要か。

1. 年金個人情報の正確性の向上に資する取組み
2. 本人自身による年金個人情報の確認の推進
3. 年金個人情報の厳格な保護と利用提供範囲

年金個人情報 の 適正な管理のあり方について

(保護・提供(開示)を中心に)

[相互の眼でチェックすることにより正確性を向上]

1.年金個人情報の正確性の向上に資する取組

- ◆ 新たな年金個人情報の確認訂正手続きの流れの中で取得した具体的事案や事例等(以下「調査事例等」という。)を分析し、今後の事業所調査や事業所の未適用対策に活用することで、届出誤りや、届出もれを水際で防ぐ仕組みが必要ではないか。
- ◆ これから年金を受給することとなる被保険者の方、または、現に年金を受給している方に、調査事例等を活用した広報などを行うことが必要ではないか。

2.本人自身による年金個人情報の確認の推進

- ◆ 事業主の被保険者への通知義務があるものの一部行われていない現状を踏まえ、事業主が各種届出書を年金事務所に届けた内容、又は届けた旨をご本人にお知らせする仕組みが必要ではないか。

※ 社会保障・税番号制度に係るインフラ整備が今後なされることを踏まえ、これを活用した年金個人情報の情報提供・確認の推進について検討する必要あり。

[公益性の高い事業への有効的活用]

3.個人情報の厳格な保護と利用提供範囲の検討

- ◆ 現在、年金個人情報は、厳格に保護される必要性から、目的外(災害時等を含む)のために利用・提供することについては、厚生労働大臣及び日本年金機構の裁量の余地が少ない。
 - ◆ 一方で、行政側が直面している現実的な課題としては、
 - ・ 認知症の高齢者等の対応への情報の活用、
 - ・ 災害時等の緊急時(本人の同意を得ることが現実的に不可能な場合)における情報の有効的な活用、
 - ・ 民事訴訟法第151条に基づく裁判所の調査嘱託に対する情報の提供、
- などがあることから、こうした国・地方自治体・裁判所が有する公益性を踏まえ、年金個人情報の目的外の利用・提供の範囲について再検討する必要があるのではないか。